

平成15年第5回防府市議会定例会会議録（その4）

平成15年9月24日（水曜日）

議事日程

平成15年9月24日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 認定第 1号 平成14年度防府市水道事業決算の認定について
（水道事業決算特別委員会委員長報告）
- 4 議案第63号 防府市個人情報保護条例の制定について
（総務委員会委員長報告）
- 5 議案第65号 平成15年度防府市一般会計補正予算（第4号）
（各常任委員会委員長報告）
- 6 議案第66号 平成15年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
（総務委員会委員長報告）
- 議案第67号 平成15年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 平成15年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 平成15年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 平成15年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 平成15年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第72号 平成15年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（以上教育民生委員会委員長報告）
- 7 議案第73号 財産の取得について
- 8 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（28名）

1番	横見進君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	山本久江君	6番	藤本和久君
7番	斉藤旭君	8番	横田和雄君
9番	岡村和生君	10番	弘中正俊君
11番	安藤二郎君	12番	山田如仙君
13番	田中敏靖君	14番	藤野文彦君
15番	馬野昭彦君	16番	木村一彦君
17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
20番	松村学君	21番	大村崇治君
23番	久保玄爾君	24番	今津誠一君
25番	河村龍夫君	26番	藤井正二君
27番	青木岩夫君	28番	深田慎治君
29番	平田豊民君	30番	中司実君

欠席議員（1名）

22番 広石聖君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	浅田道生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	岡本智君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君	監査委員	熊谷儀之君

事務局職員出席者

議会事務局長 村重誠君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時 1分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、広石議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

14番、藤野議員、15番、馬野議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

認定第1号平成14年度防府市水道事業決算の認定について

（水道事業決算特別委員会委員長報告）

議長（中司 実君） 認定第1号を議題といたします。

本件については水道事業決算特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。12番、山田特別委員長。

〔水道事業決算特別委員長 山田 如仙君 登壇〕

12番（山田 如仙君） 認定第1号平成14年度防府市水道事業決算の認定につきまして、去る9月11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本決算につきましては、さきに監査委員から審査意見書が提出されておりますが、委員会といたしましては、執行部からの参考資料により説明を受け、審査を行ったものでございます。

初めに、水道事業会計決算について申し上げます。

業務量につきましては、年間配水量、年間有収水量ともに減少しております。特に料金収入に直結する有収水量につきましては、節水型社会の到来やデフレ経済不況などにより、4年続けて前年度実績を下回る結果となっております。

しかしながら、有収水量率につきましては、公道漏水調査の実施等により、前年度実績を上回っております。

建設改良事業では、山陽自動車道富海パーキングエリアの建設に伴う戸田山増圧ポンプ所及び戸田山配水池の用地の購入が実施されたほか、勝坂地区の配水施設の築造工事、主要幹線等の配水管・送水管の布設工事が拡張事業として施工されております。

また、漏水多発配水管や老朽配水管の布設替え工事及び本橋水源地施設の改良工事が施設改良事業として施工されております。

これらの事業等を実施した結果、収益的収支につきましては、約1億3,120万円の当年度純利益となり、資本的収支につきましては、約8億71万円の差し引き収入不足を生じましたが、この不足額につきましては、過年度分及び当年度損益勘定留保資金などで補てんされております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益相当額約1億3,120万円を減債積立金として処分し、残額を翌年度に繰り越すものです。

審査の過程における質疑等の主なものとして、「水道料金と下水道使用料の一括徴収やコンビニエンスストアでの水道料金の支払いなどの取り組みは、収納状況にどのような効果があるのか」との質疑に対し、「水道料金の収納率そのものに対しては、それほど影響を与えていませんが、お客様の利便性の向上が図られています」との答弁がありました。

また、「企業債の償還で高金利の支払利息が残っているが、その対応についてはどうか」との質疑に対し、「繰上償還が考えられますが、現行制度では補償金が必要であり、補償金を支払っての繰上償還ではメリットが出てこないという状況にあります」との答弁がありました。

また、「管路情報や配管図を含む一元管理システムの導入による効果はどうか」との質疑に対し、「竣工図等の図面の管理が容易となり、また公道漏水等の緊急時に迅速な対応が可能となりました。さらに、市内全体の管網計算が容易となり、老朽管等の布設替えの計画が立てやすくなります」との答弁がありました。

さらに、「富海パーキングエリアの建設に伴う配水管布設延長で、給水戸数はどのくらいふえるのか。また、いつごろ完成するのか」との質疑に対し、「給水戸数は50戸ふえる予定です。また完成につきましては、県の河川改修が完了したあとに3年間で行う計画です」との答弁がありました。

次に、工業用水道事業会計決算について申し上げます。

収益的収支につきましては、約2,280万円の当年度純利益となり、資本的収支につきましては約724万円の差し引き収入不足を生じましたが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補てんされております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち、120万円を法定利益積立金として処分し、残額を翌年度に繰り越すものです。

工業用水道事業会計決算につきましては、執行部の説明を了とし、御報告申し上げる事項はございませんでした。

審査を尽くしたところで、認定についてお諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（中司 実君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については委員長報告のとおり、これを認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、認定第1号については、これを認定することに決しました。

議案第63号防府市個人情報保護条例の制定について

（総務委員会委員長報告）

議長（中司 実君） 議案第63号を議題といたします。

本案については総務委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。3番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3番（河杉 憲二君） ただいま議題となっております議案第63号防府市個人情報保護条例の制定につきまして、去る9月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本条例案は、個人情報の適正な取り扱いに関して必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、市政に対する信頼を確保することを目的として条例を制定しようとするものでございます。

内容といたしましては、個人情報の収集、利用に関する基本的事項を定めるとともに、市民が自己の個人情報について開示、訂正等の請求ができることとするもの、また、不服申し立てがあった場合の審査を行うため、個人情報保護審査会を設置するとともに、個人情報保護制度の適切な運用を図るため、個人情報保護審議会を設置し、個人情報の適正な保護措置を講じようとするものでございます。

審査の過程におきまして「第1条の目的に沿って、本案で、「情報は自分でコントロー

ルできる」という市民のプライバシー権が確実に保障されるのか。その基本的な部分が確立されているのか」との質疑に対し、「本案では、実施機関の個人情報の適正な取り扱い条項を定めています。第2章各号において、収集の制限、個人情報の届出、目的外利用、外部提供の制限、適正管理を規定しています。また第3章においては、開示請求権、訂正等の請求権を規定し、それにあわせて異議の申し立てを認めているところです。本案については、プライバシー権は保障されていると考えています」との答弁がございました。

また「第9条のオンライン結合による提供について、第2項ではオンライン結合を行う場合は、必要な措置を講じなければならないと規定されているが、具体的にはどのような措置を考えているのか」との質疑に対し、「具体的措置につきましては、コンピューター整備の面では、外部系、内部系LANの2系列化、ウイルス駆除ソフトの導入、また安全管理面では、管理規定の整備、パスワード、暗号化の利用、職員の教育、研修等が考えられます」との答弁がございました。

また「12条の委託に伴う措置等については、非常に大事なことである。第2項及び第3項で規定している必要な措置とはどのようなことなのか」との質疑に対し、「委託業者の選定に当たり、必要な調査を行い、委託契約書、確認書または覚書において、安全管理、秘密の厳守、個人情報の保護について必要な事項を明記し、受託者に責務を負わせることとなります。

具体的には、契約書等々において秘密の保持に関する事、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止、再委託の禁止、複写・複製の禁止、提供資料の返還義務、管理方法、必要に応じた職員による立ち入り調査、事故発生時の報告、契約解除の措置、損害賠償に関する事等を契約時点で契約書に明記することとなります。

なお、違反行為があった場合は、行為者を罰するほか、第37条により、法人等に対する両罰規定がございました」との答弁がございました。

また、「第2条定義について、「個人情報の保護に関する法律」では、個人情報とは生存する個人に関する情報とし、「生存する」と明記されている。本案では「生存する」が削除され「個人に関する」となっているが、なぜ削除したのか」との質疑に対し、「死亡者に関する情報と、生存者に関する情報を保護することは異ならないと考えていますし、懇話会での意見も同様でした。またすべての個人情報について、その情報が生存者に関する情報か、死亡者に関する情報か、確認が困難な面もあるということで、死亡者に関する情報も個人情報に含めて保護することとしています」との答弁がございました。

また、「第6条の収集と第7条の保有について、収集と保有とはどのように区別しているのか。保有には市長への届け出が必要で、収集には必要とはしていない。収集し、ファ

イルしないものは届出が不要ということになる。整合性がとれているのか」との質疑に対し、「さまざまな業務の中で行われる届出、申請、申告などが収集に当たります。収集したものは当然個人の情報が含まれていますので、収集した情報の利用目的、記録される項目等を市長に届け出た後に、個人情報ファイルとして保有することとなります。

またメモに類するような散在的に存在する情報につきましては、届出の義務はありません。しかしながら、届出義務の有無にかかわらず、その取り扱いについては、この条例で適正な管理をすることになります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、「本案の個人情報の定義については、死亡者の情報も含むものとなっている。「個人情報の保護に関する法律」では生存する個人に関する情報と定義されており、法に準ずるべきである」との反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（中司 実君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結して討論を求めます。6番。

6番（藤本 和久君） 防府市個人情報保護条例は幾つかの不備な点があり、見直しが必要と判断し、反対します。

以下、少々時間をいただき、反対理由の一部を述べさせていただきます。

1点目、個人情報には、生存する個人に関する情報と死亡した個人に関する情報の2つがあります。「個人情報の保護に関する法律」では、先ほど委員長報告がありましたように、生存する個人に関する情報と定義されています。一方、防府市個人情報保護条例では、生存する個人に関する情報と死亡した個人に関する情報の両方を定義しています。

私は単純に法律に準ずるべきだと思います。個人情報の保護の手段の一つに、個人情報の漏えい防止があります。個人情報の漏えいの危険性から見た場合、個人情報量は少ないほどよい。極論になりますが、個人情報がゼロなら、漏えいの危険性もゼロです。したがって、死亡した個人に関する情報は必要な情報を除き、速やかに削除すべきだと思います。

防府市の条例は、死亡した個人に関する情報も保護するのだから、法律より一步前進しているのだとの当局の見解だと思いますが、条文を見る限り死亡した個人に関する情報を保護する条例になっていません。

例えば第13条の開示請求、読ませていただきます。第1項、「何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求することができる」、第2項、「未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の

請求をすることができる」、この2項が規定されております。

これはいずれも生存する個人に関する情報の開示請求しかできない条文になっております。死亡した個人に関する情報について開示できないのなら開示できない、できるのであれば、その方法を記述すべきです。

一例を挙げましたが、要するにこの条例は生存する個人に関する情報のみが対象になっているわけですから、法律どおりに定義すべきだと思います。それでも死亡した個人に関する情報も定義すると言い通すのなら、条例の大幅な見直しが必要だと思います。

2点目、審議会は個人情報の収集及び目的外利用、外部提供等に関して実施機関より見解を求められる重要な役割があります。委員は法律に秀でた知識が必要だと思います。審議会については第27条に規定されていますが、委員の構成については触れておらず、27条6項には「審議会の委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する」としか示していません。大変重要な、識見が必要な委員ですから、委員の構成についても条例で明確にうたう必要があると判断します。もし規則を制定しているのであれば、委員の構成については規則云々ということを経験で規定すべきだと思います。

3点目、第8条1項で目的外利用及び外部提供を禁止しています。しかし、1号から7号にわたって例外を認めています。1号から5号及び7号は問題ないと思いますが、6号は不備があると思います。6号を読ませていただきます。「実施機関内部若しくは実施機関相互で利用する場合又は国若しくは他の地方公共団体に提供する場合であって、これらの機関が個人情報を利用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき」となっております。「相当な理由」とか「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない」とか、非常に抽象的な記述で、これではほとんど自由に目的外利用及び外部提供ができるのではないかと危惧しています。

総務委員会で質問しましたが、実態は審議会に諮っているということなので問題ないようですが、やはり条例で審議会の意見を聞いた上で、何々と明記すべきだと思います。

以上、長々と反対理由の一部を述べさせていただきました。

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第63号については委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（中司 実君） 起立多数でございます。よって、議案第63号については、原案のとおり可決されました。

議案第65号平成15年度防府市一般会計補正予算(第4号)

(各常任委員会委員長報告)

議長(中司 実君) 議案第65号を議題といたします。

本案については各常任委員会に付託されておりましたので、まず総務委員長の報告を求めます。3番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3番(河杉 憲二君) さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました議案第65号平成15年度防府市一般会計補正予算(第4号)中、総務委員会所管事項について、去る9月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳入面では、地方交付税、県支出金、繰越金及び市債を計上するとともに、歳出面では、旧消防庁舎の有効活用及び分煙対策に伴う庁舎の改修経費、市民活動支援センターの管理・運営に要する経費等が計上されているものでございます。

審査の過程におきまして、「歳入では、地方交付税が約1億7,900万の減額、臨時財政対策債が約5億200万円の増額となっている。国から、普通交付税の交付額及び臨時財政対策債の発行可能額が正式に通知されたことによる補正ということだが、補正の主な要因は何か。当初予算での見積もりは妥当だったのか」との質疑に対し、「今回の補正の主な要因は、普通交付税で算定する基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振りかえられましたが、その振替額が当初の見込み以上に増額されたことによるものです。このため、普通交付税が減額され、臨時財政対策債が増額したものです。国から測定単位・単位費用等の正式通知があり、当初普通交付税について39億5,000万円と見込んでおりましたものを補正させていただくものです」との答弁がございました。

また、「交付税と臨時財政対策債には密接な関係がある。両方を合計した歳入を当初予算と比較すると増額補正となっているが、臨時財政対策債の発行可能額の積算根拠は、どうなっているのか」との質疑に対し、「臨時財政対策債発行可能額については、国が設定した振替単価に防府市の人口及び補正係数を乗じて算出されており、21億270万円が発行可能額として算出されたものです」との答弁がございました。

さらに、「臨時財政対策債の当初予算、16億円という額も、同様の積算根拠により算出された金額ではないのか。それとも概算により計上したものなのか」との質疑に対し、「御指摘のとおり、概算額での計上です。正式に、交付税と臨時財政対策債の発行可能額の通知が同時にありましたので、今回補正させていただくものです。なお、臨時財政対策

債の発行に係る償還金につきましては、後年度、基準財政需要額に100%参入されることとなります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。15番、馬野議員。

〔教育民生常任委員長 馬野 昭彦君 登壇〕

15番（馬野 昭彦君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第65号平成15年度防府市一般会計補正予算（第4号）中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る9月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果につきまして御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入につきましては、歳出における補助事業等の補正に伴い、国・県支出金が計上されているもの及び14年度事業精算に伴う国庫負担金等が雑入に計上されているもの等でございます。

次に、歳出につきまして、まず民生費では、障害者福祉費において、補助事業による児童短期入所支援費、身障者更生医療給付費、身体障害者訪問入浴サービス事業等の利用者増に伴う経費が計上されているもの、児童福祉総務費において、次世代育成支援行動計画の策定に要する経費が計上されているもの、児童措置費において、補助事業による子育て支援短期利用事業及び乳幼児健康支援一時預り事業の利用者増に伴う経費が計上されているもの、乳児福祉費において、乳幼児医療に対する助成対象年齢が拡大されたことに伴う経費が計上されているもの、また県返還金につきましては、平成14年度事業の精算に伴う返還金が障害者福祉費、母子福祉費、乳児福祉費へ計上されているものでございます。

次に、衛生費では、保健衛生総務費において、と場特別会計への繰出金として、と場給水施設修繕にかかる経費が計上されているもの、環境衛生費において、補助事業における公衆浴場経営合理化事業にかかる経費が計上されているものでございます。

次に、教育費では、体育振興費において、全日本女子バレーボールチームによるバレーボール教室及び紅白試合開催に伴う経費の補助金が計上されているものでございます。

当委員会といたしましては、特段御報告申し上げます事項もなく、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 次に、経済委員長の報告を求めます。2番、山下議員。

〔経済常任委員長 山下 和明君 登壇〕

2番(山下 和明君) ただいま議題となっております議案第65号平成15年度防府市一般会計補正予算(第4号)中、経済委員会の所管事項につきまして、去る9月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、農林水産業費の農業総務費において、新規就農者に対する定住支援事業(定住住宅の修繕料)補助、また農地費において、大道上り熊地区の基盤整備促進事業に係る地形図作成及びため池実態調査に伴う委託料、牟礼・小野地区農免農道整備事業、基地障害防止対策事業、ほ場整備事業、海岸保全施設整備事業等の県事業負担金。漁港建設費において、向島漁港集落道整備工事費、商工費の商工振興費において商店街等活性化事業(空き店舗対策)に要する経費が計上されているもの、また災害復旧費の農業施設災害復旧費及び林業施設災害復旧費につきましては、7月12日に起きました集中豪雨災害に係る復旧経費が計上されているものでございます。

審査の過程におきまして、「定住支援事業については、今、農業を取り巻く環境は厳しく、支援策を受けようとする者は農業に意欲があるようだが、やめていく者はいないのか。また、意欲のある人に補助金を出しているが、市の考え方はどうなのか」との質疑がございました。

それに対し、「新規就農者については、経営状態のチェックや農作業についての助言・相談等の支援体制をとっており、ハウス等の個人設備投資もあり、途中でやめる方はございません。条件的によいのかもかもしれませんが、防府で新規就農される方は定着しています。今後、補助のあり方については検討したい」との答弁がございました。

また、「商店街活性化のため、今後どのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、「中心市街地活性化基本計画に基づきまして、TMOを中心に行政と地元が一体となって商店街の活性化に取り組んでおり、その中で一つの施策として空き店舗の入居者に対し、家賃補助を行っており、早急に空き店舗の実態調査を実施してまいりたい」との答弁がございました。

関連して、「空き店舗対策で家賃補助をしているが、建物自体の耐用年数がきて、壊さなければならなくなり、店を続けられない場合も考えられるので、補助の基本的な考えを決めるべき」との要望がございました。

また、「ため池については、年々管理者もいなくなっており、早急に一部ではなくて、全域的に調査を実施し、ため池調査資料を委員会に提出してほしい」との要望があり、「それにつきましては、調査が終了いたしました時点で御報告したい」との答弁がございました。

審査を尽くしましたところでお諮りいたしました結果、全員異議なく原案のとおり承認

した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（中司 実君） 次に、建設委員長の報告を求めます。21番、大村議員。

〔建設常任副委員長 大村 崇治君 登壇〕

21番（大村 崇治君） 広石委員長が所用のため、私がかわって御報告申し上げます。議案第65号平成15年度防府市一般会計補正予算（第4号）中、建設委員会所管事項につきまして、去る9月17日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入につきましては、街路事業、港湾整備事業等の県事業負担金に伴う市債が計上されているものでございます。

次に、歳出につきましては、まず土木費では道路新設改良費において、自由ヶ丘地区内の道路改良に伴う工事請負費及び防府環状線並びに山口徳山線の道路改良に対する県事業負担金が計上されているものでございます。

急傾斜砂防費においては、佐野台ヶ原地区の小規模急傾斜地崩壊対策事業の内示変更による減額補正及び自然災害防止事業に対する県事業負担金が計上されているものでございます。

港湾建設費においては、三田尻中関港港湾整備事業の海岸高潮対策事業外8事業に対する県事業負担金が計上されているものでございます。

街路事業費においては、県が国の補助を得て、県央2市4町域内で実施する総合都市交通体系調査業務の負担金及び環状1号線、佐波新田線の整備にかかる街路事業の県事業負担金が計上されているものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

どうぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第65号については、各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第65号については、原案のとおり可決されました。

議案第66号平成15年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

（総務委員会委員長報告）

議案第67号平成15年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第68号平成15年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第69号平成15年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第70号平成15年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第71号平成15年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

議案第72号平成15年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議長（中司 実君） 議案第66号から議案第72号までの7議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第66号について、委員長の報告を求めます。3番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、総務委員会に付託となりました議案第66号平成15年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、去る9月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正内容といたしましては、歳入では、全国競輪施行者協議会からの補助金の増額及び平成14年度決算に基づく繰越金の減額を計上するとともに、歳出では新賭式投票業務用機器リース料を減額し、これらの収支差を予備費として計上しているものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（中司 実君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号及び議案第72号について、委員長の報告を求めます。15番。馬野議員。

〔教育民生常任委員長 馬野 昭彦君 登壇〕

15番（馬野 昭彦君） ただいま議題となっております議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号及び議案第72号の6議案につきまして、去る9月16日、教育民生委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正につきまして、最初に議案第67号平成15年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成14年度決算に基づき、歳入では前年度繰越金を計上し、歳出において、同額が予備費として計上されているものでございます。

議案第68号平成15年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、一般会計よりの繰入金を計上し、歳出において、給水設備の補修に係る経費が計上されているものでございます。

次に、議案第69号平成15年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第70号平成15年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、いずれも平成14年度決算に基づき、歳入で繰越金が減額計上され、歳出において、同額が予備費より減額計上されているものでございます。

次に、議案第71号平成15年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、平成14年度決算に基づき、支払基金交付金を増額するとともに、国庫負担金を減額計上し、歳出では、県負担金等の返還金が計上されているものでございます。

次に、議案第72号平成15年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、平成15年度概算交付された国庫負担金過年度分について減額するとともに、平成14年度決算による支払基金交付金不足分を計上し、歳出では、介護保険制度に基づき、平成14年度決算による金額を基金積立金に計上するとともに、国庫負担金等精算による返還金並びに繰上充用金が減額計上されているものでございます。

当委員会といたしましては、6議案とも特段御報告申し上げる事項もなく、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、当委員会に付託となりました特別会計補正予算の6議案について御報告申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中司 実君） ただいまの委員長報告に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております

まず議案第66号から議案第72号までの7議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第66号から議案第72号までの7議案については、原案のとおり可決されました。

議案第73号財産の取得について

議長（中司 実君） 議案第73号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第73号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を購入し、救急業務の充実強化を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、防府藤中ポンプ店外3社により指名競争入札を行いました結果、山口トヨタ自動車株式会社防府店が落札いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。16番。

16番（木村 一彦君） ちょっと何点かお尋ねしたいと思います。

まずは、この高規格救急自動車というものが追加議案の4ページに、いわゆる車両部分と、それからほかの救命処置用資機材、2つに分けて載っております。お尋ねしたい1つは、こういう特殊な自動車について、車両部分をメインと考えておられるのか。あるいはそれ以外の装置と申しますか、資機材の方を主要に考えておられるのか。その辺をひとつお教え願いたい。

2つ目は、それと関連しますけれども、指名競争入札でありますから、指名に当たってここにもポンプ店というのとか、セキュリティー何がしという業者の方と山口トヨタという自動車の会社が指名されております。最初にお尋ねしたことと関連しますけれども、指名に当たって、業者をどのような考えで選定しているのかというようなことを2番目にお伺いしたい。

それから、3番目にポンプ店というのは3社ぐらいありますが、自動車会社は1社しか指名しておりません。これはなぜなのか、この辺について、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは、今回の入札に関しましては、行政改革の推進計画の中から、従来でございますと専用物品等につきましては、それぞれの各課で入札をいたしておりましたが、その推進計画に沿いまして、2,000万円以上の財産の取得につきましては、監理課の方で今年度より取り扱っておりますので、私の方から御回答させていただきますというふうに思っております。

まず、1点目と2点目の御質問でございますけれども、これにつきましては一括して御答弁をさせていただければというふうに思っております。まず、今回の業者選定の手順ということで御説明をさせていただきたいと思うわけですが、まず私どもの業者の登録名簿にこれが登載をされておることが第一条件でございます。それから、次に市内及び準市内を最優先といたしまして、数が足りない場合には県内及び県外等々もこれを対象にするということでございます。

それから、今、御設問の内容にこれなるのかなというふうに思うんですけれども、希望種目ということで登録をしておりますけれども、その中で今回につきましては、車両及び船舶、それからもう1点の部門ですけれども、消防、それから交通安全用品等の2分類の中から抽出をいたしております。と申しますのは、その2分類の中に今回の対象でございます救急車が取り扱い商品として含まれておるわけでございますので、その中から抽出したということございまして、私どもといたしましては、今回の特殊車両としての救急自動車、これを納入をするということがすべてでございますので、その取り扱い業者の中から選んだということございまして、車両部分がメインか、それ以外がということについては関与いたしておらないということでございます。

したがって、2点目の御質問につきましても、ポンプ店、それから自動車等々について混在しておることについては、以上の御説明のとおりというふうに御理解賜りたいというふうに思っております。

それから、3点目の御質問でございますけれども、自動車業者が1社しかないんじゃないかなということであったというふうに思っておりますが、これにつきましては、先ほど御説明申し上げました中に、何社か自動車の業者はありました。おりましたが、実は消防本部との入札の条件の中で協議をいたしました結果、自動車についてはガソリン車ということに限定をいたしておりますので、ガソリン車が取り扱える業者についてはここにお示しをいたしております、山口トヨタ自動車株式会社防府店以外になかったものでございますので、自動車業者が入札の参加業者となったわけでございます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 要するに、消防関係の自動車の指名業者の登録業者の中から選んだんだということがありましたが、そうしますと実際に例えばポンプ店という方がこういう救急車を落札された場合には、当然自分の専門の部分、救急ですからポンプとは多少関係あるかな。そういう専門の部分と車両部分とがありまして、その車両部分は受けた何々ポンプ店さんが自分で外注で注文してつくっていく。最終的な責任はそのポンプ店が持つ、こういう格好になると思うんですけども、そうした場合に、もっと、自動車屋さん頼むよりは安く手に入るんじゃないかというような考えもあるんですけども、逆の場合もありますね。自動車屋さんが受けて、特殊装置を外注して完成品を納めると、こうなるわけですけども。

その辺で実際にどちらにというか、自動車屋さん重点を置いた方がいいのか、ポンプ屋さんその他に重点を置いた方がいいのかという市の考え方、それはどっちもないんだということをおっしゃったんでそれならそれでいいんですが、それがもう一遍、どうなのかということをお伺いしたい。

それから、同じような落札が、今から3年前の平成12年9月に、やはり議会にかかっております。高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材。全く同じです。このときは2,751万円で同じ山口トヨタ自動車株式会社防府店が、これは落札が3回入札して落ちなかったんで、山口トヨタ自動車に随契で契約を結んでおります。

このときの指名業者は4社で山口トヨタ自動車、自動車会社は1社ですね。それからあと藤村ポンプ、株式会社セキュリテックマヒラ徳山営業所、株式会社ハツタ山口、こういうことになっております。やはりここでも山口トヨタだけが指名に入っておりますが、ガソリン車はここしかできないという御答弁でしたが、例えばマツダなんていうのは、これはできないんでしょう。その点もう一度お伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） ただいまの2点の御質問でございますけれども、救急車について、車両部分と、それからそのほかの機材等ありますから、車両部分が主になったのか、それともそのほかのものが主になったのかという点につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。実は指名業者に関しましては、それぞれの救急車の仕様につきまして、詳細な仕様書をつくっております。それについて説明をいたしております。

その部分は車に関する部分もありますし、または救急資材等々に関する部分もあるわけでございます。その業者に対しては得意な分野もあろうし、また不得意な分野もあろうかなと思いますが、総体について仕様書に基づいて納入をしていただきたいという

ことでお示しをいたしておりますので、特にそれぞれの分野について、別に分けて入札をするようなことには至らなかったということでございます。

それから、2点目の御質問でございますけれども、前回の件でハツタ山口について、指名業者としてあったのではないかなということでございますが、今回、実は先ほどの業者の選定の経緯の中で全業者、車両と、それから消防の施設業者とあわせて対応する業者を選出したしておりますが、その中にハツタにつきましてもございました。

ございましたが、入札に関しまして、その業者さんにつきましては辞退をいたしておりますので、今回のように4社となったようなことでございます。

以上でございます。

16番（木村 一彦君） ガソリン車はほかの自動車屋さんではできないのかどうか。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 詳細なことについてはちょっと申し上げかねますが、ガソリン車というふうな仕様を示しておりますので、そういったことで辞退をなされたのではないかなというふうに感じております。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 消防長にちょっとお伺いしますけれども、第1点はガソリン車でなければなぜいけないのかということと、2点目は市内にこういう救急車をつくる自動車会社さんで、ガソリン車でそういうものをつくる場所はないのかどうか。ちょっとその2点を教えていただければ。

議長（中司 実君） 消防長。

消防長（山根 徹雄君） ガソリン車でなければいけないかということでございますが、ディーゼル車に比較いたしまして、ガソリン車はエンジン音が小さいということが1点と、ほかのディーゼル車、車両でございますが、一応救急車のベース車体にディーゼルエンジンのトラックを充てておられます。ですから、いわゆる振動といいますか、ベッド自体は防振ですが、シャーシーのバネがかなり固いわけでございますして、走行時なんかにはやっぱりガソリン車の方がよろしかろうかということで、ガソリン車ということにいたしましたわけでございます。

それと、ほかに市内にということでございますが、実は高規格救急自動車をつくっておる業者はありますが、マツダさんはつくってはおりません。それと、ほかは全部ディーゼルエンジンになっておりまして、ガソリン車はトヨタ自動車だけだということになっております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第73号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（中司 実君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

各常任委員長から委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第102条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

議員派遣について

議長（中司 実君） 次に、議員派遣についてお諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び防府市議会会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よってお手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

議長（中司 実君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

あいさつ

議長（中司 実君） この際、10月1日付で教育委員に就任されます香川敬氏からあいさつをしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。

〔教育委員会委員 香川 敬君 登壇〕

教育委員会委員（香川 敬君） 高いところから失礼でございますけれども、一言ごあいさつをさせていただきます。

このたび市議会の諸先生方の御承認、御了承賜り、本市の教育委員に就任をさせていただくこととなりました香川でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

先生方、既に御承知のとおり、平成15年の7月に国会を通過して、全国の市町村別に平成17年度から市町村別の次世代育成の行動計画を私たちがつくっていかねばならない非常に大切な時期を迎えております。少子化、高齢化の時代に私たちの教育行政の真価が問われる非常に大切なときになっておると思います。私、微力ではございますけれども、誠心誠意、教育委員として尽くさせていただきたいということを先生方の前でお誓いを申し上げ、そして先生方の御指導を賜りますことをお願い申し上げて、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

議長（中司 実君） これをもちまして、平成15年第5回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

午前11時 4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年9月24日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 藤 野 文 彦

防府市議会議員 馬 野 昭 彦